

菊福第870-2号  
令和3年7月15日

社会福祉法人菊池市社会福祉協議会  
会長 池田 一男 様

菊池市長 江頭



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

(有効期間)

令和3年8月26日から令和8年8月25日